

議案第5号関連資料

明石市住民投票条例の制定について

1. 住民投票条例の制定に向けた市の考え方

住民投票条例の再提案に至った理由

常設型住民投票条例の制度化が規定された「明石市自治基本条例」の施行から10年近くが経過しており、住民投票条例が未制定である状態を早期に解決したい。

住民投票条例の再提案にあたっての考え方

- 住民投票条例の提案にあたっては、1年にわたる丁寧な検討を経て出された住民投票条例検討委員会の答申内容を最大限尊重するという考え方のもと、住民請求に要する署名数の要件は答申通りの「8分の1以上」とする。
- 二元代表制の一翼を担う市議会のご賛同なしに制度化はできないことから、前回（平成27年12月議会）の提案時に反対の意見が多かった「定住外国人への請求資格及び投票資格の付与」については「認めない」とすることとする。

2. 規定する主な内容について

項目	要旨
住民投票に付すことができる事項	「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」とする。 ただし、次の事項を除く。 ・法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ・住民投票を行うことにより、特定の個人若しくは団体又は特定の地域の住民等の権利を不当に侵害するおそれがある事項
住民投票の形式	住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とする。ただし、市長が必要と認めたときは、例外として、3以上の選択肢から一つを選択する形式によるものとする。
住民請求に要する署名数の要件	投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の8分の1以上の者の連署をもって、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。
請求・投票資格	年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。
署名等の収集	請求代表者は、署名簿に実施請求書及び代表者証明書を添付して、投票資格者に対し、署名等（署名、署名年月日、住所及び生年月日）を求めなければならない。 ※押印は不要 署名等の収集期間は、2か月以内とする。

※上記の他、住民投票の実施、請求手続、投開票等に関する事項について規定。

3. 施行期日

令和2年4月1日から施行